

マスメディアにおける天皇・皇族写真

——取材許可をめぐる宮内庁・マスメディア間の力学に焦点をあてて

楠谷 遼

はじめに

情報化が進んだ現代社会において、新聞やテレビ、雑誌などマスメディアで流される天皇・皇族の写真や映像は、国民の天皇・皇族観を規定する重要な要素のひとつといえる。本章では、戦後国民の中に象徴天皇イメージが広がっていくにあたって、それに沿ったイメージの写真などをマスメディアが国民に送り続けることができた背景を、宮内庁のマスメディアへの取材対応の移り変わりに注目しながら検討を進めていきたい。

国民に象徴天皇イメージが展開していく画期として、多くの先行研究が指摘するのが一九五九年の皇太子（現・天皇）と正田美智子（現・皇后）との「御成婚」前後に起こったいわゆる「ミッチー・ブーム」である。松下圭^①はこれを戦前的な天皇制の復活ではなく、「大衆の敬愛」によって支えられるまったく新しい天皇制^②。「大衆天皇制」の出現であるとした上で、マスメディアの果たす役割の大きさを指摘した。確かに、テニスを楽しむ皇太子と美智子の写真が週刊誌のグラビアを飾るなど、マスメディアの描き方はあたかもスターやタレントに対するもののようにであり、こうしたイメージの写真は「御成婚」に限らずその後も浩宮の誕生や「皇太子一家の家族旅行」とい

った様々な行事にあわせて定期的に雑誌のグラビアを飾り続けた。

しかし、マスメディアはなぜこのような写真を撮影することができたのであろうか。天皇・皇族の写真を撮影する上で無視できないのが、宮内庁などがマスメディアに出す取材許可のあり方である。もちろん許可がなくても隠し撮りなどで写真を撮影することはできるが、そうしたゲリラ的な手法だけであれば膨大な天皇・皇族の写真をマスメディアが撮り続けることができたかというとはなはだ疑問である。象徴天皇制をマスメディアが支えていたとすれば、それにある程度沿ったイメージの写真を撮影できる機会が「御成婚」までに宮内庁からマスメディアに対して設定されるようになっていったことも前提条件の一つといえるのではないだろうか。

では、宮内庁はなぜこうした機会を設定するようになっていったのか。「御成婚」での取材対応について、松下は宮内庁にミッチー・ブームを盛り上げようという意図があったと推測しているが、後に述べるようにそう単純なものではない。マスメディアと宮内庁が皇太子などに求めるイメージは必ずしも一致していたわけではなく、しかも宮内庁の取材対応の背景にはイメージ戦略だけではない様々な思惑が交錯していた。さらに、終戦から「御成婚」までの間には戦後巡幸など天皇・皇族を取材する機会が数多くあり、宮内庁はそれぞれの取材対応について試行錯誤を繰り返しながら戦後のあり方を模索していた。そのことが「御成婚」の対応につながっていったといえるのだ。「御成婚」がひとつの画期となったのは確かだが、そこに至るまでの長期的な視点で分析を進める必要がある。

先行研究でもマスメディアとの関連から象徴天皇制を論じたものは少なくない。中でも天皇・皇族の写真に関しては、吉見俊哉⁽⁴⁾、右田裕規⁽⁵⁾、北原恵⁽⁶⁾などの研究がある。しかし、いずれも新聞や雑誌に掲載された写真そのものを分析対象にしてその語りを読み取るというものであって、その写真がどのような取材対応のもとで撮影されたかについては検証されていない。また、河西秀哉は終戦から「御成婚」までに新聞などに掲載された記事などを手がかりに象徴天皇イメージの変遷を分析し、当初は多様だったものが最終的に「文化平和国家」の象徴として定着して

いくとしたが^⑦、その前提となる宮内庁の取材対応がどう変化し、それがマスメディアの報じ方にどう影響を与えていくのかまでは十分に踏み込んでいない。瀬畑源は戦後巡幸に着目して、地方新聞の記事や公文書を材料に新聞などで展開された天皇像やその背景にある宮内庁の政策的意図を分析しており、取材対応についても一九四五年の終戦奉告行幸での「成功」をきっかけにマスメディアに便宜を与える方向に転換していくと指摘しているが^⑧、終戦奉告行幸だけでなく「御成婚」に至るまでの長いスパンで分析を進める必要がある。一方、宮内庁の取材対応に関しては高橋紘の研究が詳しいが^⑨、天皇の記者会見などいわゆる「ペン取材」の対応がメインで、写真撮影などビジュアル面については十分ではない。さらに、ジャーナリズム論から皇室報道のあり方を問う研究も少なくないが^⑩、象徴天皇制の成立過程といった歴史学的な視角には必ずしもつながっていない。

本章ではこうした先行研究を踏まえて、天皇・皇族に関する宮内庁の取材対応のあり方が戦前からどのように変化して「御成婚」取材に至るのかを、背景にある宮内庁とマスメディアとの間の力関係に着目しながら、検証していく。

一 戦前における天皇・皇族の取材対応

(1) 明治・大正初期の写真撮影

行政当局が天皇・皇族の写真撮影に関する方針を打ち出したのは、管見の限り内務省警保局が一九一三年に「^⑪ 鹵簿^⑫〔行幸啓の行列のこと〕撮影の件依命通牒」を出したのが最初である（この指針は、幾度か改訂されていくので、断りがない限り、以下「××年基本方針」と表記する）。それによると、「行幸啓の鹵簿撮影の義は不敬に涉らず取締上差支無^⑬之限は絶対^⑭に之を指し止むるの限りに有らざることに相成居候処、御徒歩の節は絶対^⑮に御撮影不致事に致度（御乗馬の節も可相成同様に致度）」として、鹵簿を撮影すること自体は認めるものの、天皇の徒歩や乗馬中の姿